

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

旭川市立向陵小学校 令和8年4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達間の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、法等に基づき、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は、①と②について、いじめを受けた児童生徒とその保護者に確認した上で、学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

旭川市立向陵小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
御覧ください。

いじめは、全ての児童に関係する問題です。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止等の対策に取り組んでいきます。いじめの認知については組織で判断し、その判断は法が定める定義に基づいたものであり、「悪質性が高い」、「一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」等は加味することなく、積極的に認知していきます。

<概要> ●いじめ対策組織の設置 ●いじめ防止の取組 ●重大事態の対応 等

旭川市立向陵小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

本組織は校長・教頭・主幹教諭・いじめ対策推進リーダー・養護教諭・特別支援教育CNを中心に複数の教職員で構成しています。「報告窓口」と「集約担当」は教頭といじめ対策推進リーダーになります。組織の役割としては①未然防止②早期発見・事案対処③基本方針に基づく各種取組があります。未然防止、早期発見に向けて、定期的に学校いじめ対策組織会議を開催したり、アンケートを実施したりするとともに、研修を通して教職員全員で研鑽を深めます。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

学校いじめ対策組織会議を定期的に開催したり、児童情報交流会を実施したりするとともに、相談しやすい環境づくりや教職員間の情報共有に努めます。未然防止に向けて、校内研修や事例研修会を開催し、また、児童に対してはいじめ防止の理解を深める学習や人権教育等に取り組んでいきます。

いじめアンケートを年3回実施し、旭川市教育委員会と連携を取りながら事案対処に努めていきます。

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「学校いじめ対策組織」を設置していますので、気軽に相談願います。令和8年度の旭川市立向陵小学校のいじめ対策組織担当は、小野寺です。

連絡先 0166-51-5488 (学校代表電話)

相談窓口が設置されています

相談窓口	電話番号	相談時間等
旭川市子どもSOS電話相談 (こども・女性・若者未来部 こども安心課)	0120-126-744	月～金 8:45～17:15
北海道子ども相談支援センター(電話) (メール)	0120-3882-56 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	毎日 24 時間
旭川地方法務局(子どもの人権110番)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
北海道警察本部(少年相談110番)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30

旭川市教育委員会のHPで「旭川市いじめ防止対策推進条例」や「旭川市いじめ防止基本方針」を確認できます。

旭川市教育委員会の
ホームページ

